

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

(13) 道立病院局（医療職給料表(2)）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	職員数	うち暫定再	(人)	(%)	段階
1級	1 診療放射線技師又は臨床検査技師の職務 2 臨床工学技士又は管理栄養士の職務 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は 視能訓練士の職務						6	5.2%	技師級
2級	1 薬剤師の職務 2 特に困難な業務を行う診療放射線技師、臨床 検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士又は視能訓練士 の職務	6	5.2%	診療放射線技師	1				
				臨床検査技師	3				
				理学療法士	1				
				作業療法士	1				
3級	専門員、理療専門員又は医療検査専門員（以下「専 門員等」という。）の職務	9	7.8%	専門員	2		36	31.3%	主任級
				理療専門員	4				
				医療検査専門員	3				
4級	特に困難な業務を処理する専門員等の職務	27	23.5%	専門員	10				
				理療専門員	9	2			
				医療検査専門員	8	5			
5級	1 主査、係長又は科長の職務 2 子ども総合医療・療育センターリハビリテー ション課長の職務 3 指導専門員、指導理療専門員又は指導医療検 査専門員の職務	69	60.0%	指導専門員	8		69	60.0%	係長級
				指導理療専門員	21				
				指導医療検査専門員	18				
				薬局長	1				
				係長	3				
				主査	6				
				科長	11	1			
				課長	1				
6級	1 本庁の課長補佐、主幹又は技術主幹の職務 2 子ども総合医療・療育センターの薬局部長 の職務 3 薬局長の職務 4 病院の地域連携室副室長の職務 5 向陽ヶ丘病院認知症患者センター副センター 長の職務	4	3.5%	主幹	1		4	3.5%	課長補佐級
				薬局長	2				
				部長	1				
合 計		115	100.0%						

備考 「うち暫定再」とは、地方公務員法改正附則（令和3年6月11日法律第63号）第4条第1項で規定する暫定再任用職員。